

第3回大空町農業委員会総会議事録

令和2年9月28日第3回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	3番 森 英 章
4番 佐藤 廣 治	5番 斎藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司
7番 伊藤 博 幸	8番 長尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二
10番 福田 重 幸	11番 真 鍋 剛	12番 増 子 昭 雄
13番 福田 英 信	14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也
16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠
19番 高 橋 敬 義	20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克
22番 岡 本 シゲ子	23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 査 河西 伸哉	主事補 河面 玲央
-----------	-----------	-----------

第3回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第3回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 大空町農業委員会憲章の朗読につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>本日は皆さん、農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>麦刈りが終わりましたから非常に高温の中、皆さん芋掘りとか色々な作業、大変だったと思われそうですがどうもお疲れさまでした。</p> <p>全町を見た感じでは、東藻琴の方は行っていないですけれども、麦蒔きも概ね終盤を迎えているかと思えます。また、これから豆・ビート・長芋等色々な収穫作業が残っていると思われそうですが、皆さんお怪我のないように、作業の方よろしくをお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>8月27日開催の第2回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第3回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時02分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、24名全員であります。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第7号までの合計10件であります。</p> <p>以上でございます。</p>

石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、3番森委員、4番佐藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、譲渡人の規模縮小に伴う新規案件となります。</p> <p>図面については、1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第1号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に隣接する住宅や会社施設の雪捨て場として使用したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第4地区農業委員さんにより、9月16日に現地確認をしており、既存住宅の隣接地及び都市計画用途区域内であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>図面については、2ページに掲載しております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては9月16日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
石田会長	<p>これより議案第2号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主から規模縮小に伴い賃貸借を更新しない旨の申し出があったため、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>9月7日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われております。 図面については、3ページに掲載をしております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、26.5ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により9月7日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、いずれも意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>

	す。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	【議案第3号利用権設定関係2番朗読】 この件につきましては、借主から規模縮小に伴い賃貸借を更新しない旨の申し出があったため、新規に賃貸借を設定するものです。 9月7日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面については、4ページに掲載をしております。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、26.1ha、労働力は3人です。 以上でございます。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第4地区農業委員により9月7日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、いずれも意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われれます。 以上です。
石田会長	これより議案第3号の利用権設定関係2番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号1番説明朗読】 この件につきましては、申出者の規模縮小に伴う新規案件です。 申出者よりあっせんの申出を受け、第3地区農業委員さんにより8月24日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、24.6ha、労働力は3人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり18万円、総額760万円です。 あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。 図面については、5ページに掲載しております。 以上でございます。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りました

	<p>が、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から3番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第5号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>1番から3番につきましては、6月の総会で買入協議を行い、7月の総会で売買の議決を頂いた案件です。</p> <p>その際に説明をしましたので、今回は省略させていただきます 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより議案第5号の利用権設定関係1番から3番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の利用権設定関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和2年9月28日提出 大空町農業委員会 会長 石田正俊。</p> <p>【議案第6号1番朗読】</p> <p>この件につきましては、9月15日に第1地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>図面については、6ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、9月15日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第6号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第6号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」を議題としま す。 提案理由の説明を求めます。 河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」このことについ て、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により、次 のとおり決定したいので審議を求める。令和2年9月28日提出 大 空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第7号説明】</p> <p>農地の賃借料情報の提供について、農地の賃借料情報を公表してい ます。平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に設定さ れた地域別の実勢賃借料を公表いたします。農地の賃借料決定の際の 判断材料の一つとしてご活用くださいという内容でございます。</p> <p>農地の賃借料情報については、農業委員会等に関する法律及び農地 法の規定に基づいて提供することになっております。このため、毎年 1年分の賃借料情報を、ホームページ及び町の広報誌で提供しており ます。本年についても、こちらに記載した内容を提供する予定として おります。</p> <p>なお、こちらに掲載しております平均額については、算出結果を四 捨五入し百円単位としております。また、田については転作畑を含ん でいます。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより議案第7号について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第7号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和2年8月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>